

就学校の指定及び変更

【就学校の指定】

市町村教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が 2 校以上ある場合においては、入学期日の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない（学校教育法施行令第 5 条第 2 項、同令第 6 条において準用）

【通学区域】

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて定められている。

【学校選択制】

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。（学校教育法施行規則第 32 条第 1 項）

この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。

自由選択制	当該市町村内のすべての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域を残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

【就学校の変更】

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立てにより、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。（学校教育法施行令第 8 条）

市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立てができる旨を示すこととなっている。(学校教育法施行規則第 32 条第 2 項)

また、市町村教育委員会は、就学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、公表することとなっている。(学校教育法施行規則第 33 条)

【区域外就学】

一定の手続きを経て、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。(学校教育法施行令第 9 条)

(平成 21 年 12 月文部科学省―「公立小学校・中学校における学校選択制等についての事例集」より)